

(参考) 高圧ガス保安法に基づく完成検査及び保安検査に係る認定について

- ・ コンビナート等の高圧ガス製造者は、その製造設備について、補修等の変更工事を行う際には、都道府県知事の許可を得るとともに、完成時に都道府県知事が行う完成検査を受けなければならない。(高圧ガス保安法第14条第1項本文、第20条第3項本文)
- ・ ただし、自ら変更工事に係る完成検査を行うことができる者として、経済産業大臣の認定を受けている者(認定完成検査実施者)及び認定完成検査実施者であって、検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な技術的能力及び実施体制を有する者として、経済産業大臣の認定を受けている者(特定認定完成検査実施事業者)については、自ら完成検査を行い、その記録を都道府県知事に届け出れば、都道府県知事による完成検査を受けなくても良い。(高圧ガス保安法第20条第3項第2号、コンビナート等保安規則第49条の2第1項)
- ・ 高圧ガスによる災害が発生したとき、認定基準に該当していないと認められるとき等は、経済産業大臣は、認定を取り消すことができる。(高圧ガス保安法第39条の12第1項、コンビナート等保安規則第49条の7第1項)
- ・ 認定取消し後2年間は、再び認定を受けることができない。(高圧ガス保安法第39条の6第1項第5号)